

令和4年1月相良村農業委員会定例総会議長進行要領

1. 開催日時 令和4年1月12日(水) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(15人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) 富永 得治
(1番) 西田 義和 (2番) 永田 熊信 (4番) 高岡 重盛
(5番) 宮原 清人 ~~(6番) 川邊 美津子~~ (7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎 (9番) 岩坂 博行
地区推進委員
信國 敏彦 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(1人) 最適化推進委員(0人)

5. 議事日程

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第4 議案第4号 非農地証明交付申請の承認について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博
農地係長 佐竹 竜一

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、6番委員が出席ではありませんが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和4年1月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、1番委員、2番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件は22件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>番号1、大字川辺字中高原、地目は畑が4筆、合計面積は9,656㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は10a当たり200,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>12月28日に立ち合いを行い、議案どおりの内容で問題ありませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告があり</p>

議長	<p>ましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番と3番について、同一案件になりますので、一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字城ノ上、地目は畑が1筆、面積は5,537㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。</p> <p>番号3、大字川辺字城ノ上、地目は畑が1筆、面積は5,537㎡です。権利種別は3条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
9番委員	<p>推進委員と確認しましたが、2番については親子ということで問題ありません。3番については、金額的、地形的に問題ありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と9番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に4番について、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号 4、大字柳瀬字瀬ノ上、今村、地目は田が 3 筆、合計面積は 3,705 m²です。権利種別は 3 条の賃貸借で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は瀬ノ上が 1 筆で玄米 120 kg、10 a 当たりに換算すると 19,593 円、今村が 2 筆で 10,000 円、10 a 当たりに換算すると 4,205 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
5 番委員	<p>8 日に本人さんに会って確認しましたが、間違いございませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 5 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に 5 番から 7 番については、同一案件になりますので、一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 5、大字柳瀬字上原、地目は田が 1 筆、面積は 1,210 m²です。権利種別は 3 条の無償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。</p> <p>番号 6、大字柳瀬字上原、地目は田が 1 筆、面積は 493 m²です。権利種別は 3 条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は 10a 当たり 500,000 円です。以上です。</p> <p>番号 7、大字柳瀬字上原、地目は田が 1 筆、面積は 730 m²です。権利種別は 3 条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は 10a 当たり 500,000 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>

1 番委員	5 番は孫への無償移転です。6 番と 7 番は、孫が農業をするために牛舎を建てるところを探していて、二人の承諾を得て有償移転するということです。
議長	ただいま、事務局からの説明と 1 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
深水地区推進委員	いつ頃、牛舎は建てるのか。
1 番委員	まだ、資金繰りなどの準備を進めていて、予定はわからない。
議長	他にご意見はありませんか。
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
	議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
議長	次に、議案第 2 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権設定）の承認について審議します。1 番については、2 番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。
	(2 番委員・退席)
議長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号 1、大字川辺字別府原、地目は田が 1 筆、面積は 961 m ² です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり 10,000 円です。以上です。

議長	引き続き、本件について委員の報告をお願いします。
深水地区推進委員	9日に6番委員が利用権を設定する方に会いに行きましたが、施設に入所中で、親族に確認したところ間違いありませんでした。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と深水地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで2番委員の入室を許可します。
議長	<p>次に2番と3番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。また、8番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(8番委員・退席)</p>
議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>番号2、大字川辺字雨宮鶴、大字深水字小園、地目は田が2筆、合計面積は1,906㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。</p> <p>番号3、大字川辺字雨宮鶴、地目は田が1筆、面積は334㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。</p>
議長	引き続き、本件について引き続き、本件について委員の報告をお願いします。

川辺地区推進委員	8日に確認をしましたが、記載のとおり問題はありませんでした。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで8番委員の入室を許可します。</p>
議長	<p>次に4番と5番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑が1筆、面積は1,955㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号5、大字柳瀬字立神、地目は田が4筆、畑が2筆、合計面積は9,539㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は畑が10a当たり5,000円、田が10a当たり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>1月7日に確認に行きまして、記載のとおり間違いがないということです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に6番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号6、大字柳瀬字村ノ上、地目は田が3筆、合計面積は3,943㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり25,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
7番委員	<p>1月7日に確認しまして、内容については記載されているとおり間違いありませんでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に7番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は田が3筆、合計面積は3,188㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり10,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>

柳瀬地区推進委員	1月7日に確認してきました。書いてあるとおりに再設定で間違いありませんでした。以上です。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、8番と9番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>8番と9番につきましては、農業公社の分になります。</p> <p>番号8、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は畑が1筆、面積は980㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。</p> <p>番号9、大字川辺字高原、地目は畑が2筆、合計面積は11,036㎡です。新規の賃貸借で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、所有権移転について審議いたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。 番号 1、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は田が 2 筆、畑が 1 筆、合計面積は 2,192 m²です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は 250,000 円、10 a 当たりに換算すると 114,051 円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について委員の報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>1 月 7 日に確認に行ってきました、もともと譲受人が作付けされているところですが。内容については記載されているとおり間違いありません。以上です。</p>
委員	<p>場所は悪いのか。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>場所は悪いところです。道下で雑木などが生えています。値段的には妥当だと思います。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p>

議長	次に、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について審議します。なお1番と2番については、熊本県農業公社に関する案件ですので、一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>番号1、大字柳瀬字吉ノ尾、地目は畑が1筆、面積は980㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で10a当たり賃借料は5,000円です。</p> <p>番号2、大字川辺字高原、地目は畑が2筆、合計面積は11,036㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で10a当たり賃借料は5,000円です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（意見なしの声）</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">議案第4号 非農地証明交付申請の承認について</p>
議長	次に、議案第4号非農地証明交付申請の承認について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第4号非農地証明交付申請の承認について、ご説明いたします。</p> <p>番号1、大字四浦西字桐木谷、地目は田で1筆、面積は2,111㎡です。この案件は昨年12月2日に4番委員と現地確認しております。現地は昨年の豪雨災害による土砂の流入があり、また農地への侵入路へ</p>

	つながる橋も崩落しており、農地として利用することは困難な状態です。以上です。
議長	引き続き、本件について委員の報告をお願いします。
4 番委員	事務局から報告がありましたとおり、災害により小作することができない状況になっております。田への侵入路の橋も崩落しています。周りが山に囲まれていて、作業道路も荒れています。
柳瀬地区推進委員	災害復旧にはかけていないのか。
4 番委員	侵入路にかかる橋も流出しており復旧もできない状態です。橋は災害復旧にかからないとのこと。
議長	ただいま、事務局からの説明と4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に2番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	番号2、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑で1筆、面積は1,780㎡です。この案件は昨年12月16日に3番委員と現地確認しております。現地はすでに資材置き場として利用されており、農地として利用することは困難な状態です。以上です。
議長	引き続き、本件について委員の報告をお願いします。
3 番委員	昨年末に確認しましたが、30年くらい前から砂利の採掘工場の一部になっているところ。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、

	<p>本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字下立石、地目は田が1筆、畑が2筆、合計面積は1,806㎡です。この案件は昨年12月23日に10番委員と現地確認しております。</p> <p>現地は田については山林化しており、畑についてはイノシシ、シカ、サルの被害があり、今後の作付け予定はないということです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について私から報告をいたします。</p>
議長	<p>私がみてきましたが、鳥獣被害がひどいということで、奥のほうは迫になっていて山林化していて荒れています。本人もこれから先耕作はできないということです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と私からの報告で意見はありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p>

	<p>その他</p> <p>(1) 次回の総会の開催日について 2月10日(木)、午前9時から</p> <p>4 閉会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>
--	--

閉会：午前9時50分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和4年1月12日

相良村農業委員会

署名委員 1番 ⑩

署名委員 2番 ⑩